



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 12 月 17 日 (木曜日) 第 165 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例
第 2 条 第 1 号 及 び 第 2 号 に 規 定 す る 法 人 を 定 め
る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 …… (人 事 課) 1

○食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則… (衛生管理課) 1

告 示

○公営企業の業務の状況の公表… (財政課) 6

○民有林の保安林の指定… (自然環境課) 6

○土地収用法に基づく収用又は使用手続の開始… (用地対策課) 6

公 告

○市町村営土地改良事業に係る換地計画の認可申請の
適 当 の 決 定 …… (農 村 整 備 課) 6

○県営土地改良事業の工事の完了… (") 6

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し… (管理課) 7

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3
分 の 1 の 数 …… 7

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分
の 1 の 数 …… 8

規 則

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第 2 条 第 1 号 及 び 第 2 号 に 規 定 す る 法 人 を 定 め る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布
す る。

令和 2 年 12 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮 崎 県 規 則 第 57 号

宮 崎 県 の 出 資 法 人 等 へ の 関 与 事 項 を 定 め る 条 例 第 2 条 第 1 号 及 び 第 2 号 に 規 定 す る 法 人 を 定 め る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第 2 条 第 1 号 及 び 第 2 号 に 規 定 す る 法 人 を 定 め る 規 則 (平 成 22 年 宮 崎 県 規 則 第 19 号) の 一
部 を 次 の よう に 改 正 す る。

次 の 表 の 改 正 前 の 欄 に 掲 げ る 規 定 を 同 表 の 改 正 後 の 欄 に 掲 げ る 規 定 に 下 線 で 示 す よう に 改 正 す る。

改正前	改正後
(県の行政運営と密接に関連を有する法人)	(県の行政運営と密接に関連を有する法人)
第 1 条 宮 崎 県 の 出 資 法 人 等 へ の 関 与 事 項 を 定 め る 条 例 (平 成 22 年 宮 崎 県 条 例 第 25 号。以 下 「条 例」とい う。) 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 県 の 行 政 運 営 と 密 接 に 関 連 を 有 す る も の と し て 知 事 等 が 別 に 定 め る も の は、次 に 掲 げ る 法 人 と す る。 (1)～(20) [略] (21) 宮 崎 県 住 宅 供 給 公 社 (22) 一 般 財 団 法 人 一 つ 瀬 川 県 民 ス ポ ー ツ セ ン タ ー (23) [略]	第 1 条 宮 崎 県 の 出 資 法 人 等 へ の 関 与 事 項 を 定 め る 条 例 (平 成 22 年 宮 崎 県 条 例 第 25 号。以 下 「条 例」とい う。) 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 県 の 行 政 運 営 と 密 接 に 関 連 を 有 す る も の と し て 知 事 等 が 別 に 定 め る も の は、次 に 掲 げ る 法 人 と す る。 (1)～(20) [略] (21) [略]

附 則

こ の 規 則 は、公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

食 品 衛 生 法 施 行 細 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令和 2 年 12 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮 崎 県 規 則 第 58 号

食 品 衛 生 法 施 行 細 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

(食 品 衛 生 法 施 行 細 則 の 一 部 改 正)

第 1 条 食 品 衛 生 法 施 行 細 則 (昭 和 45 年 宮 崎 県 規 則 第 21 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

次 の 表 の 改 正 前 の 欄 に 掲 げ る 規 定 を 同 表 の 改 正 後 の 欄 に 掲 げ る 規 定 に 下 線 で 示 す よう に 改 正 す る。

改正前	改正後																				
<p>(法第9条第1項ただし書の当該職員)</p> <p>第2条 法第9条第1項ただし書に規定する当該職員は、獣畜に係る検査にあってはと畜場法(昭和28年法律第114号)第19条第1項に規定すると畜検査員、家きんに係る検査にあっては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第39条第1項の規定により知事が指定する者をもって充てるものとする。</p> <p>様式第4(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>申請者の欠格条項の該当の有無</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 営業施設の構造を記載した図面</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>[略]</p> <p>様式第6(第7条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>申請者の欠格条項の該当の有無</td> <td>3 法人であって、その業務を行う役人のうち1又は2のいずれかに該当する者がいること。</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第7(第8条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付書類 1 戸籍謄本</p> <p>2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書</p>	[略]	[略]	申請者の欠格条項の該当の有無	[略]	[略]	[略]	申請者の欠格条項の該当の有無	3 法人であって、その業務を行う役人のうち1又は2のいずれかに該当する者がいること。	<p>(法第10条第1項ただし書の当該職員)</p> <p>第2条 法第10条第1項ただし書に規定する当該職員は、獣畜に係る検査にあってはと畜場法(昭和28年法律第114号)第19条第1項に規定すると畜検査員、家きんに係る検査にあっては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第39条第1項の規定により知事が指定する者をもって充てるものとする。</p> <p>様式第4(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>申請者の欠格条項の該当の有無</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">営業を譲り受けたことの証明</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">有 無</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 営業施設の構造を記載した図面(事業譲渡に係る場合であって、<u>食品衛生法施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。</u>)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>営業譲渡の場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>[略]</p> <p>様式第6(第7条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>申請者の欠格条項の該当の有無</td> <td>3 法人であって、その業務を行う役員のうち1又は2のいずれかに該当する者がいること。</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第7(第8条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</p> <p>2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書</p>	[略]	[略]	申請者の欠格条項の該当の有無	[略]	営業を譲り受けたことの証明		有 無		[略]	[略]	申請者の欠格条項の該当の有無	3 法人であって、その業務を行う役員のうち1又は2のいずれかに該当する者がいること。
[略]	[略]																				
申請者の欠格条項の該当の有無	[略]																				
[略]	[略]																				
申請者の欠格条項の該当の有無	3 法人であって、その業務を行う役人のうち1又は2のいずれかに該当する者がいること。																				
[略]	[略]																				
申請者の欠格条項の該当の有無	[略]																				
営業を譲り受けたことの証明																					
有 無																					
[略]	[略]																				
申請者の欠格条項の該当の有無	3 法人であって、その業務を行う役員のうち1又は2のいずれかに該当する者がいること。																				
<p>(旅館業法施行細則の一部改正)</p> <p>第2条 旅館業法施行細則(昭和61年宮崎県規則第35号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>																					
改正前	改正後																				
<p>別記</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p>	<p>別記</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p>																				

<p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">※旅館業法施行令第2条又は旅館業法施行条例第6条への該当の有無</td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 2px;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1 建物等の配置図、各階の平面図、立面図、玄関帳場等を設置する場合にあっては、当該設備及びその周囲の鳥かん図、建物の給水・給湯系統図及び循環式浴槽を設置する場合にあっては、ろ過系統図（塩素系薬剤の注入口又は投入口の位置を明示した図面を含む。）</p> <p>2～6 [略]</p> <p>別紙1・別紙2 [略]</p> <p>様式第5号（第4条関係） [略]</p> <p>添付書類</p> <p>1 相続人の戸籍謄本</p> <p>2 [略]</p> <p>別紙 [略]</p>	[略]		※旅館業法施行令第2条又は旅館業法施行条例第6条への該当の有無	[略]	[略]		<p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">※旅館業法施行令第2条又は旅館業法施行条例第6条への該当の有無</td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 2px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">※営業を譲り受けたことの証明</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1 建物等の配置図、各階の平面図、立面図、玄関帳場等を設置する場合にあっては、当該設備及びその周囲の鳥かん図、建物の給水・給湯系統図並びに循環式浴槽を設置する場合にあっては、ろ過系統図（塩素系薬剤の注入口又は投入口の位置を明示した図面を含む。）（事業譲渡に係る場合であって、<u>旅館業法施行規則第1条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。</u>）</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 <u>旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合</u>にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p> <p>別紙1・別紙2 [略]</p> <p>様式第5号（第4条関係） [略]</p> <p>添付書類</p> <p>1 相続人の戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</p> <p>2 [略]</p> <p>別紙 [略]</p>	[略]		※旅館業法施行令第2条又は旅館業法施行条例第6条への該当の有無	[略]	※営業を譲り受けたことの証明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	[略]	
[略]															
※旅館業法施行令第2条又は旅館業法施行条例第6条への該当の有無	[略]														
[略]															
[略]															
※旅館業法施行令第2条又は旅館業法施行条例第6条への該当の有無	[略]														
※営業を譲り受けたことの証明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無														
[略]															

（公衆浴場法施行細則の一部改正）

第3条 公衆浴場法施行細則（昭和61年宮崎県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>別記</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">※公衆浴場の種類</td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 2px;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1～7 [略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>添付書類 1 戸籍謄本</p> <p>2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の</p>	[略]		※公衆浴場の種類	[略]	[略]		<p>別記</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">※公衆浴場の種類</td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 2px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">※営業を譲り受けたことの証明</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 <u>公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合</u>にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）</p>	[略]		※公衆浴場の種類	[略]	※営業を譲り受けたことの証明	有 ・ 無	[略]	
[略]															
※公衆浴場の種類	[略]														
[略]															
[略]															
※公衆浴場の種類	[略]														
※営業を譲り受けたことの証明	有 ・ 無														
[略]															

<p>同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者については、その全員の同意書</p> <p>様式第 6 号（第 6 条関係） [略]</p> <p>備考 1 構造設備を変更した場合については、変更後の構造設備を明示した図面を添付すること。 2 循環式浴槽を新たに設置し、又は既存の浴槽を循環式浴槽に改造した場合は、当該浴槽の運用を開始した日から 1 月以内に行う浴槽水の水質の検査の実施計画書を添付すること。</p>	<p>第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し</p> <p>2 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者については、その全員の同意書</p> <p>様式第 6 号（第 6 条関係） [略]</p> <p>備考 1 構造設備を変更した場合については、変更後の構造設備を明示した図面を添付すること。 2 循環式浴槽を新たに設置し、又は既存の浴槽を循環式浴槽に改造した場合は、当該浴槽の運用を開始した日から 1 月以内に行う浴槽水の水質の検査の実施計画書を添付すること。</p>
--	--

（クリーニング業法施行細則の一部改正）

第 4 条 クリーニング業法施行細則（昭和 62 年宮崎県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>別記 様式第 1 号（第 3 条関係） [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">[略]</td> <td style="width: 20%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する消毒を要する洗濯物の取扱い</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>添付書類 1～4 [略]</p> <p>別紙 [略]</p> <p>様式第 1 号の 2（第 3 条関係） [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">[略]</td> <td style="width: 20%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する消毒を要する洗濯物の取扱い</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>添付書類 1～3 [略]</p> <p>様式第 4 号の 2（第 5 条の 2 関係） [略]</p> <p>添付書類 1 戸籍謄本 2・3 [略]</p>	[略]	[略]	法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する消毒を要する洗濯物の取扱い	[略]	[略]	[略]	法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する消毒を要する洗濯物の取扱い	[略]	<p>別記 様式第 1 号（第 3 条関係） [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">[略]</td> <td style="width: 20%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物の取扱い</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>営業を譲り受けたことの証明</td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> </tr> </table> <p>添付書類 1～4 [略]</p> <p>5 クリーニング業法施行規則第 1 条の 3 第 1 項ただし書の規定の適用を受ける場合については、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p> <p>別紙 [略]</p> <p>様式第 1 号の 2（第 3 条関係） [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">[略]</td> <td style="width: 20%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物の取扱い</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>営業を譲り受けたことの証明</td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> </tr> </table> <p>添付書類 1～3 [略]</p> <p>4 クリーニング業法施行規則第 1 条の 3 第 2 項ただし書の規定の適用を受ける場合については、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p> <p>様式第 4 号の 2（第 5 条の 2 関係） [略]</p> <p>添付書類 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し 2・3 [略]</p>	[略]	[略]	法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物の取扱い	[略]	営業を譲り受けたことの証明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	[略]	[略]	法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物の取扱い	[略]	営業を譲り受けたことの証明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
[略]	[略]																				
法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する消毒を要する洗濯物の取扱い	[略]																				
[略]	[略]																				
法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する消毒を要する洗濯物の取扱い	[略]																				
[略]	[略]																				
法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物の取扱い	[略]																				
営業を譲り受けたことの証明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																				
[略]	[略]																				
法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物の取扱い	[略]																				
営業を譲り受けたことの証明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																				

（理容師法施行細則の一部改正）

第 5 条 理容師法施行細則（平成 12 年宮崎県規則第 102 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第 2 号（第 3 条関係）	様式第 2 号（第 3 条関係）

<p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">重複開設する場合</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 [略] 2 理容師の結核、皮膚疾患等の有無に関する医師の診断書 3 理容師については免許証の写し、管理理容師については修了証書の写し 4・5 [略] <p>様式第6号(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍謄本 2 [略] 	[略]	重複開設する場合	[略]	<p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">重複開設する場合</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>営業を譲り受けたことの証明</td> <td>有・無</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 [略] 2 理容師の結核、皮膚疾患等の有無に関する医師の診断書(事業譲渡に係る場合であって、理容師法施行規則第19条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。) 3 理容師については免許証の写し、管理理容師については修了証書の写し(事業譲渡に係る場合であって、理容師法施行規則第19条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。) 4・5 [略] 6 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類 <p>様式第6号(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し 2 [略] 	[略]	重複開設する場合	[略]	営業を譲り受けたことの証明	有・無
[略]									
重複開設する場合	[略]								
[略]									
重複開設する場合	[略]								
営業を譲り受けたことの証明	有・無								

(美容師法施行細則の一部改正)

第6条 美容師法施行細則(平成12年宮崎県規則第103号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
<p>様式第2号(第3条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">重複開設する場合</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 [略] 2 美容師の結核、皮膚疾患等の有無に関する医師の診断書 3 美容師については免許証の写し、管理美容師については修了証書の写し 4・5 [略] <p>様式第6号(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍謄本 2 [略] 	[略]	重複開設する場合	[略]	<p>様式第2号(第3条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">重複開設する場合</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>営業を譲り受けたことの証明</td> <td>有・無</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 [略] 2 美容師の結核、皮膚疾患等の有無に関する医師の診断書(事業譲渡に係る場合であって、美容師法施行規則第19条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。) 3 美容師については免許証の写し、管理美容師については修了証書の写し(事業譲渡に係る場合であって、美容師法施行規則第19条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。) 4・5 [略] 6 <u>美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u> <p>様式第6号(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し 2 [略] 	[略]	重複開設する場合	[略]	営業を譲り受けたことの証明	有・無
[略]									
重複開設する場合	[略]								
[略]									
重複開設する場合	[略]								
営業を譲り受けたことの証明	有・無								

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の食品衛生法施行細則、旅館業法施行細則、公衆浴場法施行細則、クリーニング業法施行細則、理容師法施行細則及び美容師法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 979号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の令和2年度上半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

令和2年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 980号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字深尾ノ越 648-5、648-6、649、656-3、657-3、657-7、658-4、字長藪 661、662-2、663-1、664-1、667-1、669-1、678、684、字上合嶋1013-2、字鶴野1072-3（次の図に示す部分に限る。）、1051-1、1051-3、1054-2、1054-4、1054-5、1067-1、1068-1、1069-1、1069-3、1071-1、1071-2、1072-1、1072-4、1072-5、1074-1、字下合嶋1118-4・1131-3・1141-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1082-1、1082-2、1089-1、1089-3、1090、1096-1、1103、1105-6、1115-1から1115-3まで、1115-8、1117-1、1118-1、1119-1、1131-1、1134、1135、1136-1、1137

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 981号

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和2年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道 220号改築工事（日南防災「北区間」・宮崎県宮崎市大字内海字大園地内から日南市大字伊比井字永迫地内まで及び同市大字伊比井字後浦地内から同市大字伊比井字坂口地内まで）並びにこれに伴う附帯工事、市道付替工事及び二級河川改修工事

3 手続が開始される土地

(1) 収用の手続が開始される土地

宮崎県日南市大字伊比井字穴之迫、字堀田、字浜田、字新道、字鶯巣及び字永迫地内

(2) 使用の手続が開始される土地

宮崎県日南市大字伊比井字浜谷、字穴之迫、字堀田、字浜田、字新道、字鶯巣及び字永迫地内

4 土地収用法第34条の4第2項に規定する図面の縦覧場所

日南市役所 建設課

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、椎葉村が行う土地改良事業に係る換地計画（浅藪地区）の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年12月17日から令和3年1月21日まで

3 縦覧場所

椎葉村役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議を申し出ることができる。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和2年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
木原	宮崎市	ため池等整備事業	平成21年3月24日
釘松	小林市	畑地帯総合整備事業	令和2年3月9日
山ノ口原	小林市	ため池等整備事業	令和2年3月18日

八 所	小林市	畑地帯総合整備事業	令和2年3月26日	建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。 令和2年12月17日 宮崎県知事 河野俊嗣
畝 倉	えびの市	畑地帯総合整備事業	令和2年8月27日	

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-02)第6795号	(有)内堀建設	由地 弘明	宮崎県宮崎市生目台西4-15-8	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和2年11月10日付で廃業した旨の届け	令和2年11月10日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第6979号	(有)興進開発	日高 芳孝	宮崎県西都市大字南方2128-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業	令和2年11月25日付で廃業した旨の届け	令和2年11月25日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-01)第10091号	(株)ソーテック	村岡 孝三	宮崎県日向市大字塩見15245	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業	令和2年11月9日付で廃業した旨の届け	令和2年11月9日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第11756号	(株)エム・ケイ・ジー	鎌田 忠雄	宮崎県宮崎市田代町235	一般	電気工事業、管工事業	令和2年11月30日付で廃業した旨の届け	令和2年11月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第13051号	吉川建設	吉川 忠雄	宮崎県日向市浜町2-76	一般	建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業	令和2年11月10日付で廃業した旨の届け	令和2年11月10日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第955号	(株)日進建設	内藤 健	宮崎県小林市北西方778-20	一般	造園工事業	令和2年11月25日付で廃業した旨の届け	令和2年11月25日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第1331号	井上建設(株)	井上 竜志	宮崎県宮崎市大字恒久6238	一般	屋根工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業	令和2年11月11日付で廃業した旨の届け	令和2年11月11日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第2060号	真野建設(株)	真野 恭一	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡5800-3	一般	管工事業	令和2年11月13日付で廃業した旨の届け	令和2年11月13日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第5495号	(株)彩美社	老山 正史	宮崎県宮崎市大島町高崎4332	一般	大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	令和2年11月19日付で廃業した旨の届け	令和2年11月19日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第12839号	宮崎環境設計(有)	野中 勝	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂3959-3	一般	鋼構造物工事業	令和2年11月9日付で廃業した旨の届け	令和2年11月9日(一部廃業)

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第

76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える

数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和2年12月1日現在次のとおりである。

令和2年12月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,163人
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 213,518人

宮崎県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和2年12月1日現在次のとおりである。

令和2年12月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

宮崎市選挙区	110,967人
都城市選挙区	44,986人
延岡市選挙区	34,079人
日南市選挙区	14,756人
小林市・西諸県郡選挙区	15,142人
日向市選挙区	16,840人
串間市選挙区	5,091人
西都市・西米良村選挙区	8,751人
えびの市選挙区	5,398人
北諸県郡選挙区	6,874人
東諸県郡選挙区	7,437人
児湯郡選挙区	19,067人
東臼杵郡選挙区	7,765人
西臼杵郡選挙区	5,566人